2024年度適用開始 市民税・県民税の主な改正内容



■森林環境税

森林整備の費用などに充てるため、新たに森林環境税 が課税されます。森林環境税は国税ですが、住民税の均 等割と併せて、2024年度から年額1,000円を賦課徴収 します。

《課税額》

区分		2023年度まで	2024年度から
国税	森林環境税	_	1,000円
市民税	住民税均等割	3,500円	3,000円
県民税		2,000円	1,500円
合計		5,500円	5,500円

※県や市が実施する防災費用を確保するための均等割 引き上げ(市民税500円、県民税500円)は、2023年度 で終了します。

■上場株式等の配当所得・譲渡所得等

上場株式等の配当所得・譲渡所得等の課税方式(申告 不要、総合課税、申告分離課税)を、所得税と住民税で一 致させます。所得税と住民税で異なる課税方式は選択で きなくなります。

■国外居住親族に係る扶養控除

対象扶養親族が見直されます。

《対象者》 ※下記①~③いずれかに該当する国外居住者

- ①16歳以上30歳未満の方
- ②70歳以上の方
- ③30歳以上70歳未満で下記のいずれかに該当する方
- 留学が理由で、国内に住民票と住居が無い方
- 障害者
- 扶養控除等を申告する納税義務者から、その年におい て生活費、または教育費に充てるための支払いを38 万円以上受けている方

■定額減税(2024年度)

2024年度の住民税にかかる合計所得金額が1.805万 円以下(給与収入のみの場合、給与収入2,000万円以下 に相当)の方に、住民税所得割額から対象者、および配 偶者を含めた扶養親族(国外居住者を除く)1人につき1 万円の特別控除を適用します。

問税務課 市民税係 ☆・お太助フォン 42-5614 単42-2130

行政相談委員が相談に応じます



総務省の「行政相談」は、暮らしの中での行政に関する困り事や「どこに相談したらいいか分からない」といった疑問・ 要望の相談を無料で受け付け、解決・改善につなげます。市では、総務大臣から委嘱を受けた6人の行政相談委員が各地 域で相談所を開設しています。秘密は固く守られますので気軽に相談してください。

※行政相談の開設日程は、31ページ「4月の相談」を確認してください。

一行政相談委



岡島 勤 (吉田町)



佐ヶ木 姞 (八千代町)



増田 正 (美土里町)



岩見 宏 (高宮町)



小玉 勝 (甲田町)



今井 憲治 (向原町)

問総務課 行政係 ☆・お太助フォン 42-5611 월42-4376

学生納付特例制度

所得が一定以下の学生は在学中の保 険料の納付が猶予されます。

学生納付特例の承認期間は4月か ら翌年3月までですが、承認を受け た次の年度も在学予定の場合、4 月初めに再申請の用紙(はがき)が 送られてきます。引き続き学生納 付特例制度の申請を希望する場 合は、必要事項を記入し、年金事 務所などへ返送してください。

対象

学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学 校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校および各種学 校(修業年限1年以上の課程)、一部の海外大学の日本分校 に在学する方(夜間・定時制課程や通信課程の方も含む)。

所得基準

128万円+扶養親族等の数×38万円+社会保険料控除等

申請方法

下記の書類を添付し、本庁、各支所、もしくはお近くの年金 事務所で申請手続きを行ってください。

- ●年金手帳または基礎年金番号通知書
- ●在学期間がわかる在学証明書(原本)または学生証(裏面 に有効期限、学年、入学年月日の記載のあるものは裏面 を含む)のコピー
- ●退職(失業)した方が申請する際は、雇用保険受給者証、 雇用保険被保険者離職票等の退職(失業)したことを確 認できる書類

保険料の追納について

学生納付特例期間は、10年以内であれば保険料をさかのぼって納めること(追納)ができます。 将来受け取る金額を増額するためにも、追納することをお勧めします。

詳しくは 日本年金機構ホームページ



問三次年金事務所 ☎0824-62-3107

♀。 国保だより

繰り返し使える処方箋 リフィル処方箋

リフィル処方箋とは

慢性疾患など、症状が安定している患者が一定期間内に繰 り返し使用することができる処方箋です(最大3回まで)。通院 する回数が少なくなり、再診料を軽減することができます。

※「リフィル処方箋」の交付には医師の判断が必要です。 症状が該当するか医師に確認してください。

「リフィル処方箋」の交付を受けた場合、医療 機関の受診は初回のみで、2回目以降は直接 薬局で薬を処方してもらうことができます。

リフィル処方箋の使い方

1回目

交付日から4日以内に薬局で調剤してもらいます。

調剤後は、次回調剤予定日が記載された処方箋が返却されますので、なくさない よう保管してください。

2回目以降

処方箋に記載された調剤予定日の前後7日以内に薬局で調剤してもらいます。 医療機関の受診がありませんので、服用中に気になったことや症状の変化は薬剤 師へ相談してください。必要な場合は、医療機関を受診してください。 ※継続的な薬学的管理指導を受けるため、同一の薬局での調剤が推奨されています。

問保険医療課 医療保険年金係 ☎・お太助フォン 42-5619